

教習項目

8

歩行者の保護等



運転者は、道路で最も弱い立場にある歩行者や自転車を十分保護し、思いやりの気持ちをもって通行しましょう。

1 歩行者の保護(そばを通るとき、横断しているときなど) (法18・30・31・38・38の2・71)

1 歩行者の側方通過

歩行者のそばを通るときは、次のことに注意しなければなりません。

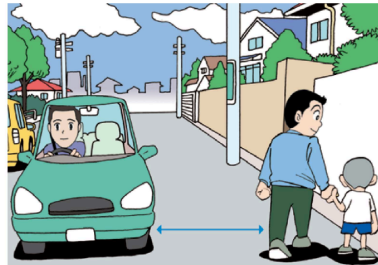
① 歩行者との間に**安全な間隔**を

空けなければならない。

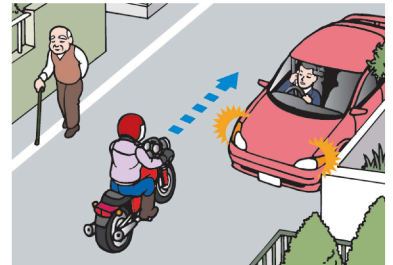
② **安全な間隔**を空けられないと

きは、**徐行**しなければならない。

◆歩行者との間に安全な間隔



◆安全な間隔のないときは徐行



2 泥はねなどの防止

ぬかるみや水たまりのあるところでは、泥や水をばねて**他人に迷惑をかけないように徐行**するなど注意して通らなければなりません。

◆他人に迷惑をかけないように…!



3 安全地帯に歩行者がいる場合の徐行

歩行者がいる**安全地帯**のそばを通るときは、**徐行**しなければならない(安全地帯に歩行者がいないときは、**徐行**する必要はありません。)



4 停止中の路面電車がある場合の停止又は徐行

1 一時停止する場合

乗客の乗り降りのため、停留所で止まっている路面電車に追いついたときは、後方で停止し、乗り降りする人や道路を横断する人がいなくなるまで待たなければなりません。

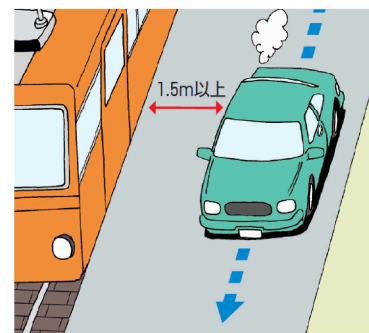
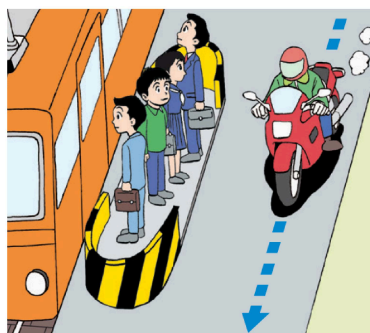
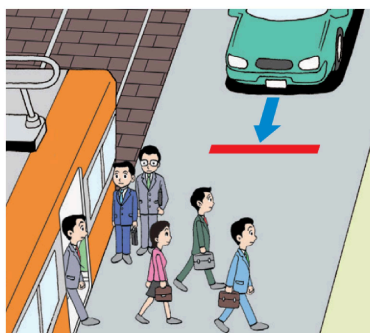
2 徐行して進むことができる場合

- 安全地帯があるとき。
- 安全地帯がなく、乗り降りする人がいないときで路面電車との間に1.5メートル以上あるとき。

◆ 乗客乗降中のときは後方で一時停止します。

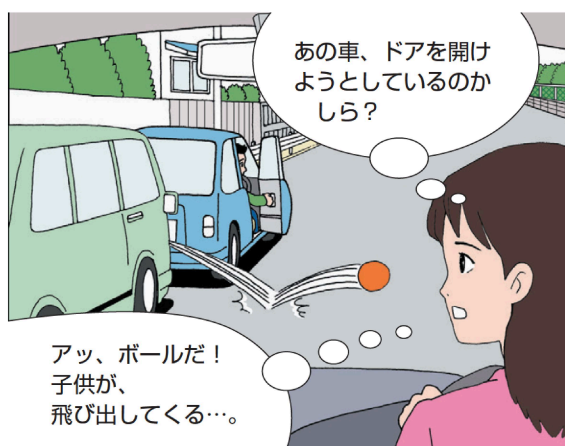
◆ 安全地帯があるときは徐行して進むことができます。

◆ 安全地帯がなく、乗降客がいなくて1.5メートル以上の間隔があれば徐行して進むことができます。



5 停止車両の側方通過

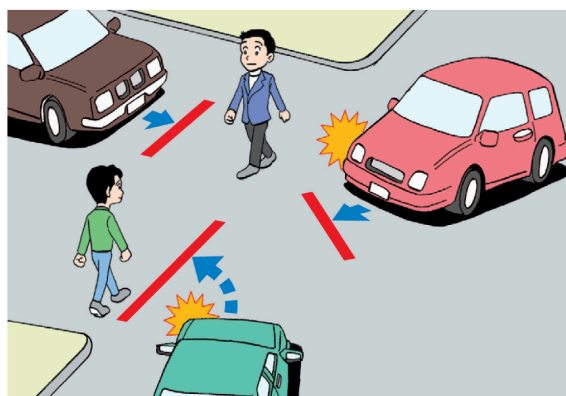
止まっている車のそばを通るときは、急にドアが開いたり、車の陰から人が飛び出したりする場合がありますので注意しましょう。



6 横断歩道外横断歩行者の保護

横断歩道のない交差点や、その近くを歩行者が横断しているときは、その通行を妨げてはいけません。

◆ 交差点やその付近では歩行者を保護しましょう。

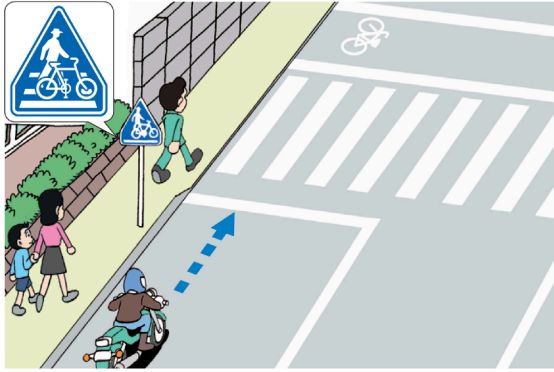


7 横断歩道の歩行者の保護

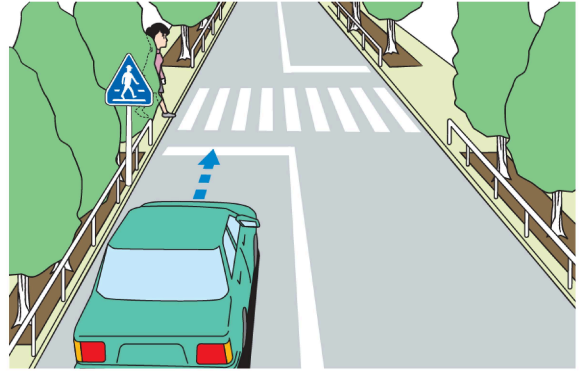
横断歩道に近づいたときは、次のように進まなければなりません。

- ① 横断する人がいないことが明らか**な**場合は、そのまま進むことができます。
- ② 横断する人がいないことが明らか**でない**場合は、その手前で停止できるように速度を落として進まなければなりません。

◆横断するのかどうか分からないとき

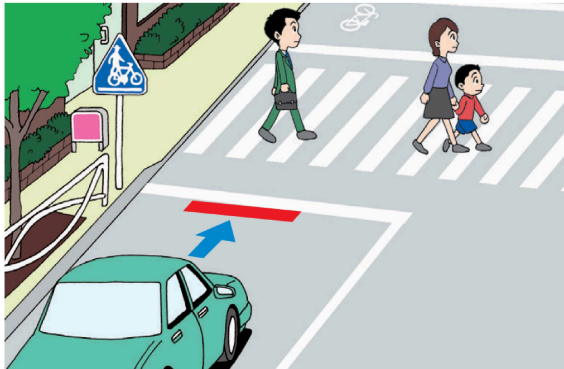


◆立ち木や看板などで、横断歩道の入り口がよく見えないとき

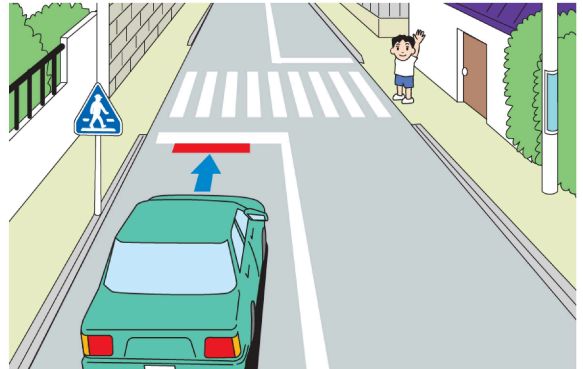


- ③ 歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道の**手前**（停止線があるときは、その手前）で一時停止をして、歩行者に道をゆずらなければなりません。

◆歩行者が横断しているとき



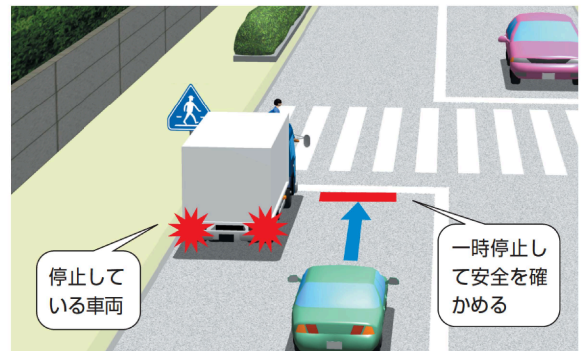
◆歩行者が横断しようとしているとき



8 横断歩道の手前の停止車両の側方通過時の一時停止

横断歩道やその手前で止まっている車があるときは、そのそばを**通**って**前方**に出る**前**に一時停止をしなければなりません。

交通整理の行われていない横断歩道等の場合です。



9 横断歩道の手前における追越しなどの禁止

横断歩道とその手前から30メートル以内の場所では、ほかの車（軽車両を除きます。）を追い越したり、追い抜いたりしてはいけません。

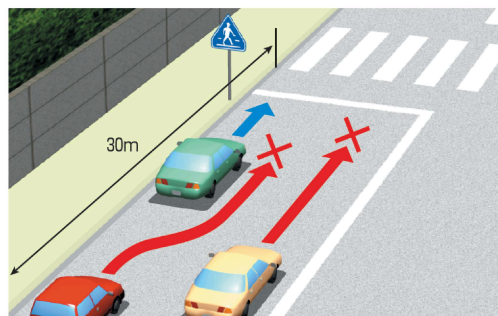
「追越し」とは、

車が進路を変えて進行中の前の車の前方に出ることをいいます。

「追抜き」とは、

車が進路を変えないで、進行中の前の車の前方に出ることをいいます。

Keyword



10 横断歩道や自転車横断帯のない場所

横断歩道や自転車横断帯のない場所でも、歩行者が横断することがありますので、注意しましょう。



◆右側からの横断は気づきにくいので特に注意しましょう。

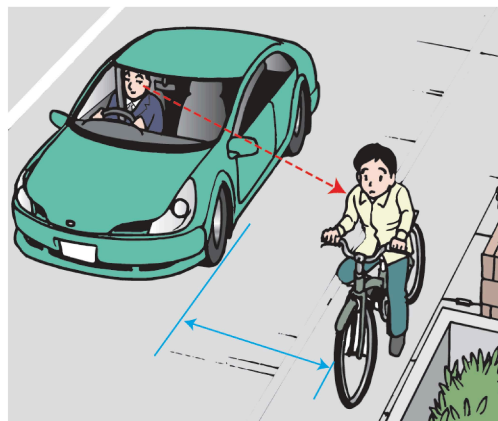
2 自転車の保護（そばを通るとき、横断しているときなど）

1 自転車の保護

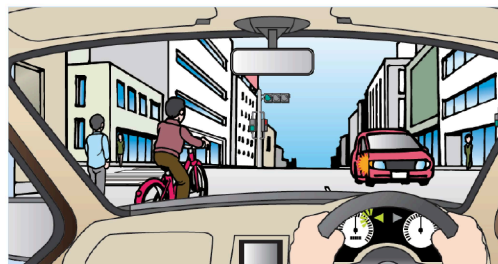
自転車は車両の一種であり、原則として車道を通行することとされています。自転車は、不安定であり、運転者の身体を防護する機能がないという構造上の特性を持っています。運転者は、車道を通行する自転車の安全に十分配慮し、次のことに注意しなければなりません。

- ① 追越しなどのため自転車のそばを通るときは、自転車のふらつきなどを予想し、自転車との間に安全な間隔を空けるか、徐行しなければならない。
- ② 道路に面した場所に出入りするため歩道や路側帯や自転車道を横切るときには、その直前で一時停止をし、自転車がいないか確かめる。
- ③ 交差点を通行するときは、交差する道路や交差点内を通行する自転車との衝突や、左側を通行している自転車の巻き込みなどに十分注意し、自転車の運転者が自動車の存在を認識しているかどうか確認しながら通行する。

◆安全な間隔を空けるか徐行



◆巻き込み注意



Research

より深く...

「歩道を通行できる自転車」

自転車は車道通行が原則です。

しかし、次の者が運転している自転車は、歩道を通行することができます。

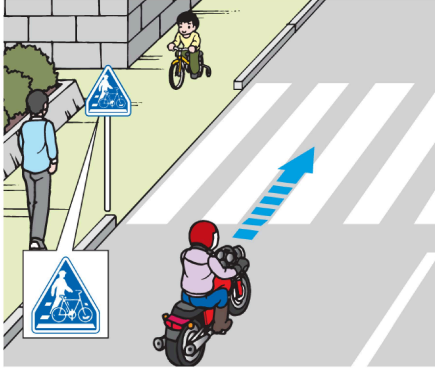
- ・児童、幼児
- ・70歳以上の者
- ・車道を通行するのに支障を生ずる程度の身体障がいのある者

2 自転車横断帯の自転車の保護

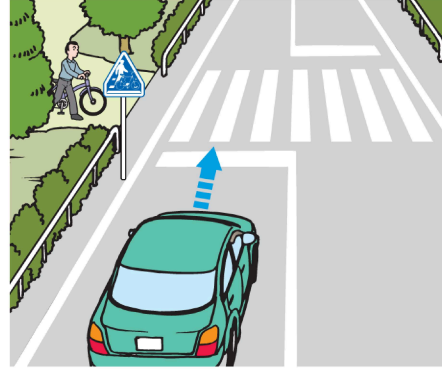
自転車横断帯に近づいたときは、次のように進まなければなりません。

- ① 自転車がいないことが明らか**な**場合は、そのまま進むことができます。
- ② 自転車がいないことが明らか**でな**い場合は、その手前で停止できるように**速度を落と**して進まなければなりません。

◆横断するのかが分からないとき

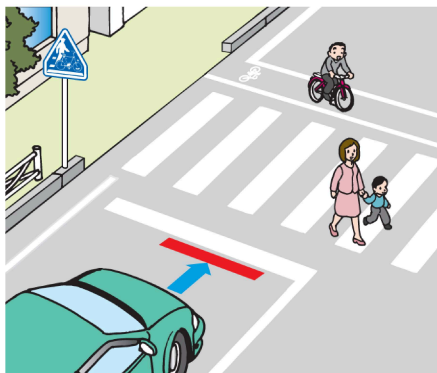


◆立ち木や看板などで、横断歩道の入り口がよく見えないとき

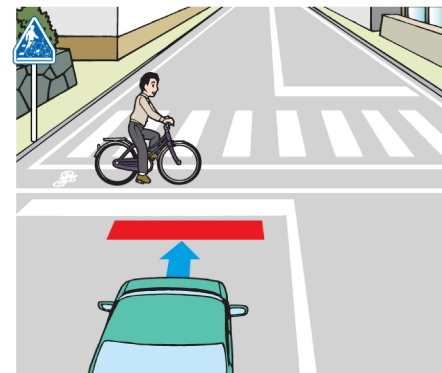


- ③ 自転車が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道や自転車横断帯の**手前**（停止線があるときは、その**手前**）で**一時停止**をして、自転車に道をゆずらなければなりません。

◆自転車が横断しているとき



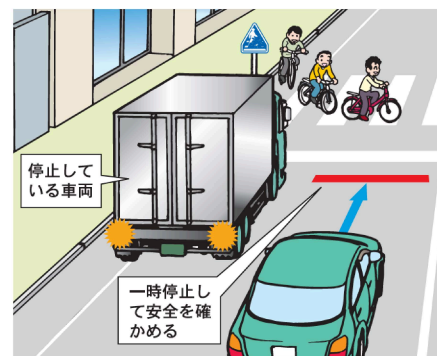
◆自転車が横断しようとしているとき



3 自転車横断帯の手前の停止車両の側方通過時の一時停止

自転車横断帯やその手前で止まっている車があるときは、そのそばを**通**って**前方に出る前**に**一時停止**をしなければなりません。

交通整理の行われていない自転車横断帯等の場合です。



4 自転車横断帯の手前における追越しなどの禁止

自転車横断帯とその手前から**30メートル以内**の場所では、ほかの車（軽車両を除きます。）を**追い越**したり、**追い抜**いたりしてはいけません。

③ 子供や身体の不自由な人の保護(法71)

1 子供や身体の不自由な人などが通行しているとき

車は、次のような場合には、**一時停止か徐行**をして、これらの人が安全に通行できるようにしなければなりません。

- ① **子供がひとり**で歩いている場合
- ② **身体障がい者用の車椅子**で通行している人がいる場合
- ③ **白か黄のつえ**を持った人が歩いている場合
- ④ **盲導犬**を連れて人が歩いている場合
- ⑤ **つえを持って歩**いていたり、**歩行補助車**を使っているなど、**通行に支障のある高齢者**、**身体障がいのある歩行者**などが通行している場合

子供は、興味をひくものに夢中になり、突然路上に飛び出したり、判断力が未熟なために、無理に横断しようとすることがあります。

高齢者は、加齢に伴う身体機能の変化により、個人差があるものの一般的に、

- **歩行が遅くなる**
- **危険を回避するためにとっさの行動をとることが困難になる**
- **危険の発見や回避が遅れがちになる**
- **歩行が不安定になる**

などがあるので、特に注意しましょう。また、**高齢の歩行者の事故は、高齢者が車の直前又は直後**を横断しているときに多く起こっていますので、注意しましょう。

2 停止中の通学、通園バスの側方通過

止まっている**通学通園バス**のそばを通るときには、**徐行して安全**を確かめなければなりません。

3 学校などの付近及び通学路での注意

学校、幼稚園、遊園地などの付近や通学路の標識のあるところでは、子供が突然飛び出してくることがあるので、特に注意しましょう。

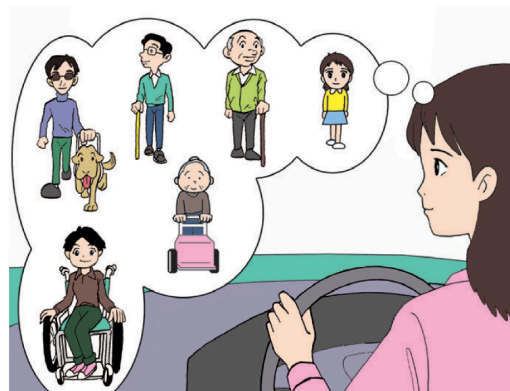


Keyword

「子供」とは、

幼児（6歳未満）、児童（6歳以上13歳未満）をいいます。

◆一時停止か徐行



4 初心運転者、高齢運転者、聴覚障がいのある運転者等の保護（法71・71の5・71の6・87）

1 初心運転者標識などの表示義務

車を運転するとき、次に該当する者は、それぞれの標識を、運転する車の前と後ろ（地上0.4m以上、1.2m以下の見やすい位置）につけなければいけません。

注!

「初心者マークの免除」

大型免許、中型免許、準中型免許や普通免許を受けていて、免許が失効してから6か月以内に新しく普通免許の交付を受けたときは、初心者マークをつける必要がありません。ただし、再交付された準中型免許、普通免許の取得期間が1年に満たない者はつけなければいけません。

① 仮免許を受けた者が練習のため自動車を運転するとき

仮免許
練習中

仮免許練習標識

② 準中型免許を受けてから1年を経過しない初心運転者が普通自動車又は準中型自動車を運転するとき




初心運転者標識
(初心者マーク)

③ 普通免許を受けてから1年を経過しない初心運転者が普通自動車を運転するとき ●

④ 普通自動車を運転できる免許を受けた者で70歳以上の高齢運転者が普通自動車を運転するとき（努力義務です。）



高齢運転者標識
(高齢者マーク)
(当分の間、いままでの標識  を使用することができます。)

⑤ 両耳の聴力が補聴器を用いても10mの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている運転者が準中型自動車又は普通自動車を運転するとき



聴覚障がい者標識
(聴覚障がい者マーク)

⑥ 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている運転者が普通自動車を運転するとき（努力義務です。）



身体障がい者標識
(身体障がい者マーク)

Research

より深く...

「聴覚障がい者の免許取得」

特定後写鏡（ワイドミラー）を活用して安全に運転ができる者（聴覚障がい者など）は、その装着を条件として普通免許を取得できるようになり、いまでは、運転できる車種も増え、普通乗用自動車だけでなく、普通貨物自動車、準中型自動車、原動機付自転車、自動二輪車等の運転もできるようになりました（原動機付自転車、自動二輪車等は、ワイドミラーや標識の取付けは必要ありません。）。

これにより、聴覚障がい者の免許取得が多くなりますが、聴覚障がい者は、交通状況の認知をすべて視覚で行うため、幅寄せ等に対して危険の発見が遅れるおそれがあります。聴覚障がい者標識を付けている車には、幅寄せ、割込みをしてはいけません。

② 初心運転者標識などを表示している車の保護

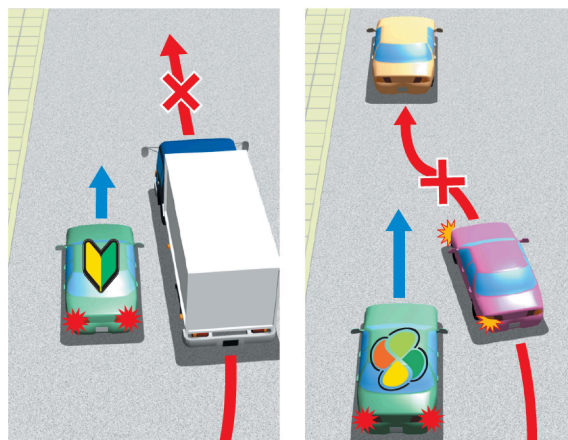
次の車の側方に幅寄せをしたり、前方に無理に割り込

んではいけません。

- ① 初心運転者標識を付けた準中型自動車
- ② 初心運転者標識を付けた普通自動車
- ③ 高齢運転者標識を付けた普通自動車
- ④ 聴覚障がい者標識を付けた準中型自動車又は普通自動車
- ⑤ 身体障がい者標識を付けた普通自動車
- ⑥ 仮免許で練習中の者が運転している自動車

危険を避けるためやむを得ない場合は別です。

聴覚障がいのある運転者は警音器の音が聞こえないことがあるので、安全に通行できるように配慮しましょう。



幅寄せ

割り込み

セーフティエチケット

ちょっとした心配り

聴覚障がい者の標識をつけた車には、障がいを考えた心配りを心掛けましょう。

例えば、

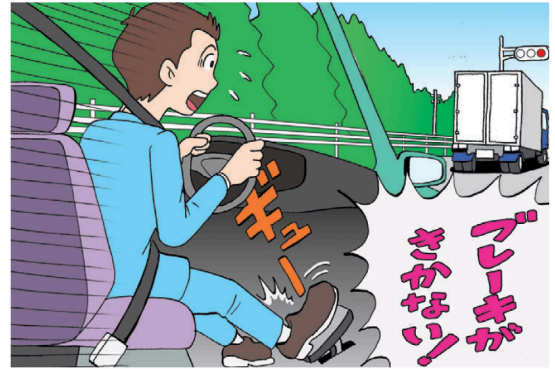
- ・ 接近している車に気付かない場合があるので幅寄せはしない
- ・ 合図は、警音器ではなく、ライトのパッシングで
- ・ 進路変更の場合、必ず方向指示器で自分の進路を知らせる
- ・ 脇道から聴覚障がい者の車が入ろうとしているとき、自分の車を認識できていないかもしれないので、進行を譲る

など、ちょっとしたことでもできることはあります。

⑤ 他人に迷惑をかける運転の禁止 (法62・63・68・71)

1 整備不良車両の運転の禁止

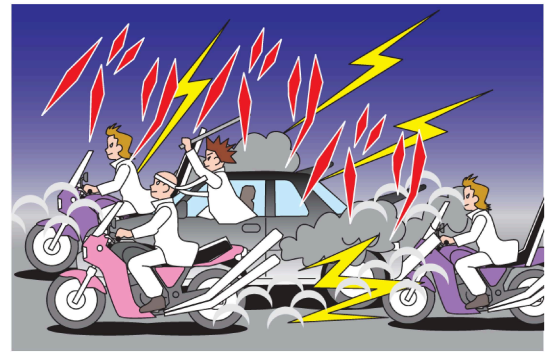
ハンドル、ブレーキなどの装置が整備されていないため、交通の危険を生じさせるような車を運転してはいけません。



2 騒音などによる迷惑運転の禁止

マフラーなどが整備されていないため、又は違法に改造されているため、有害なガスや騒音を出して他人に迷惑を及ぼしたりするおそれのある車を運転してはいけません。

また、著しく他人に迷惑を及ぼす騒音を生じさせるような急発進、急加速や空ふかしをしてはいけません。



セーフティエチケット

暴騒音を響かせて走行することは、他人に迷惑がかかります。例えば深夜、暴騒音により、道路周辺の住民は、眠れなくなってしまうのです。

マフラーが壊れても整備しないまま運転したり、自分の不満やストレスを解消するために、わざと大きな音を立てて運転することは、交通ルール違反であるばかりでなく、人格も問われます。

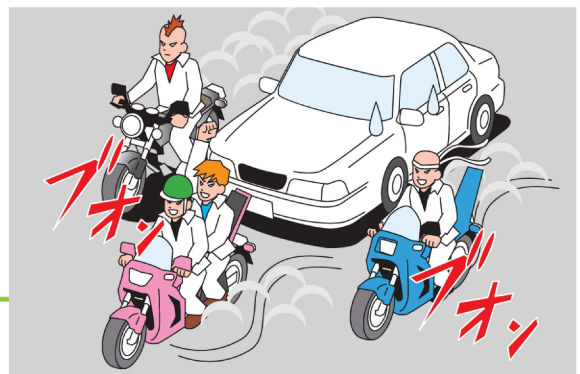
注!

「消音器不備車の運転の禁止」

消音器を取り外したり、違法に改造したりした車を運転してはいけません。

3 共同危険行為の禁止

車を運転して集団（2台以上）で走行する場合は、ジグザグ運転や巻き込み運転など、ほかの車に危険を生じさせたり、迷惑を及ぼすこととなるような行為をしてはいけません。



Research

より深く...

「暴走族対策についての罰則」

集団暴走行為や騒音運転などをした者は、次のように罰せられます。

- 集団暴走行為をし、迷惑や危険になるような行為をし検挙された者（迷惑や危険にあった人がいない場合でも検挙されます。）
- 騒音運転等をした者
- 消音器不備車を運転した者

2年以下の懲役又は50万円以下の罰金

5万円以下の罰金

5万円以下の罰金



ためしてみよう!

○×問題

正しいと判断したときは○の欄、まちがっている
と判断したときは×の欄に✓印をつけてください。

- | | ○ | × |
|--|--------------------------|--------------------------|
| 問1 歩行者のそばを通るときは、歩行者との間に安全な間隔 <small>かんかく</small> を空けることができれば、徐行しなくてもよい。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 問2 めかるみで、泥や水をはねるのは徐行しても防止できないので、特に注意する必要はない。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 問3 安全地帯に歩行者がいるときは、徐行して通行しなければならない。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 問4 横断歩道や自転車横断帯を通過するときは、歩行者や自転車がいなくても一時停止しなければならない。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 問5 止まっている自動車のそばを通る場合は、車の陰 <small>かげ</small> から人が飛び出したりすることがあるので、警音器を鳴らさなければならない。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 問6 道路で止まっている通学、通園バスのそばを通るときは、徐行して安全を確かめなくてはならない。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 問7 普通免許を取得して6か月であったが、混雑 <small>こんぱつ</small> している道路を通る予定がなかったため初心者マークを付けずに普通自動車を運転した。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 問8 調整不良などのため、騒音 <small>そうおん</small> の出る車や、排気ガスの多く出る車を運転してはならない。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 問9 安全地帯のない停留所で路面電車に人が乗り降りしているときは、後方で停止していなければならない。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 問10 通行に支障のある高齢者が道路を通行しているときは、警音器を鳴らして車の接近を知らせなければならない。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

▶解答と解説は、129ページにあります。◀